

平成28年度 第3回文京区バリアフリー基本構想推進協議会

議事要旨

日 時：平成29年1月23日（月） 午前10時00分～12時00分

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者：委員28名（うち代理5名）、幹事9名、傍聴5名、事務局5名

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	出欠		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	出席		
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	出席		
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	出席	
4			文京区肢体障害者福祉協会	中村 雄介	出席	
5			文京区内部疾患友の会	田中 誠一郎	欠席	
6			文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	出席	
7			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	出席	
8			文京区家族会	前山 栄江	出席	
9			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	出席	
10			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子	欠席
11			商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉	出席
12	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫	出席		
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	水野 妙子	出席		
14	公募		猿渡 達明	出席		
15	公募		土岐 悦康	出席		
16	公募		西村 久子	出席		
17	公募		井本 佐保里	欠席		
18	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	笠間 雅弘	出席	
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	代理	
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	三條 憲一	代理	
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦	出席	
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一	出席	
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功	出席	
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良	出席	
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	高橋 勝久	出席	
26			本富士警察署 交通課長	馬渡 幸一	出席	
27			駒込警察署 交通課長	岡本 明治	出席	
28	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	木津 和久	代理	
29			東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史	代理	
30		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	島崎 健一	代理	
31		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光	欠席	
32	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	出席		

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠
1	文京区企画政策部長	吉岡 利行	出席
2	文京区福祉部長	須藤 直子	出席
3	文京区都市計画部長	中島 均	出席
4	文京区土木部長	中村 賢司	出席
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	加藤 裕一	出席
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	横山 尚人	出席
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸	出席
8	文京区福祉部障害福祉課長	中島 一浩	出席
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之	出席
10	文京区土木部管理課長 事務取扱 土木部参事	小野 光幸	欠席

会議次第：

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（案）について
 - (2) 平成29年度の取組みについて
 - (3) その他
- 3 閉会

配付資料：

- ・ 次第
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 資料1 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】（案）
- ・ 資料2 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】概要版（案）
- ・ 資料3 平成29年度の取組みについて

議事要旨：

1 開会

- ・都市計画課長により開会。
- ・委員出欠状況の確認。
- ・配付資料の確認。

2 議題

(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（案）について

元田会長：それでは事務局より資料説明をお願いします。

事務局：まず、前回の協議会での猿渡委員からのご質問についてご報告致します。関東運輸局のバリアフリー教室の、文京区内の開催状況については、平成19年から計9回実施し、延べ参加者は357名という状況です。それでは資料を説明します。

- ・事務局より資料1を説明。

元田会長：ありがとうございました。それでは今説明があった内容について委員の皆様からご質問ご意見があればお願いします。

吉田委員：前回の協議会でも確認させていただきましたが、事業内容に歩車道の段差の解消とあり、2cmの段差を残しての解消と聞いてはいますが、読んだ人にどのように伝わるのが心配です。事業者の担当者が変わった際に、この考えが引き継がれずに変わってきてしまう恐れがあるので表現を変えていただけないでしょうか。

また、既に歩車道の段差が0cmになっている箇所もありますが、段差を復活させることはあるのでしょうか。

佐久間委員：歩車道境界の2cmの段差は基準になっていますので、担当者が代わっても、基準が変わるものではありません。

橋本（春）委員：前回の会議でもお答えしていますが、「東京都道路バリアフリー推進計画」でも定めた基準であるため、変わることはないと認識しています。

事務局：移動等円滑化に関する主な基準については資料1の75ページに記載しております。バリアフリー基本構想には歩車道の段差を2cmにするという記述はしていませんが、今後、仮に各基準が変更された場合にも対応できるように敢えて記載していません。ただし、段差を0cmにするような基準を設定することはないと思われるので、前向きに捉えていただけると助かります。

吉田委員：縁石がある場合に、2cmを確保したうえで段差を解消するという理解ですが、縁石がない場合は、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているだけで段差がないところがあります。例えば、国道17号が旧白山通りと二股に分かれるところは、段差がありません。スロープになっていますが怖いと感じると聞きました。今後、縁石を設置していない箇所に段差だけ設けるということはあるのでしょうか。

星野委員代理：国道17号の管理をしていますが、今年度、事業の設定にあたり対象区間を調査したところ、段差に限らず不適切な箇所がいくつかあることを把握しております。これらについて、来年度以降に順次解消できるように対策を練っています。独りよがりでは改修すると不都合が生じる可能性があるため、区を通して利用者のご意見をいただければ、参考にして改修したいと考えています。

土岐委員：6点ほど述べさせていただきます。まず、バリアフリー基本構想では重点整備地区において10年間で事業を進めていくことを意識されていますが、この計画の中では区全域が重点整備地区とし

て設定されています。重点管理という観点から言うと、広く浅く設定され、焦点が定まらないという印象を受けますが、どう考えているのでしょうか。バリアフリー基本構想の策定により予算が底上げされ、全体で事業促進されることがあるのでしょうか。優先度の設定は不要でしょうか。当事者・関係者からのご意見を踏まえたメリハリの付け方について、区民にどういった形で示されるのか教えてください。

2点目に実施時期が短期に予定されている事業については、平成28年度から平成32年度に実施する事業となっているため、具体的な事業量や予算規模が確保されているのかお尋ねしたいです。

3点目は、お茶の水橋のように対象となる道路が隣接区と跨る場合、生活関連経路の設定には調整が必要だと思うのですが、どうお考えでしょうか。重点整備地区を5地域に分けていますが、人の移動は他の地域に跨る場合もあります。ネットワークを考えると、施設間の移動を考慮して経路を設定し、考え方を示す必要があります。

4点目に会議資料が事前に送付されましたが、疑問に思った細かい点まで質問すると協議会の時間が足りないと思います。前回の協議会から調整されて整理された部分が紹介されましたが、未調整のものがあるのではと疑問が湧く箇所もありました。細かいところを拾うには時間が足りないと感じました。

5点目ですが、事業規模について数量が入っているものと「必要箇所」のように記載され具体的な数量が入っていないものがあります。連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置について、区道では延長で示されていますが、都道や国道では必要箇所となっています。今後、事業管理をしていく中で統一する必要があると思います。視覚障害者誘導用ブロックの場合、箇所数だと場所を特定するのが難しいところもあるので延長の方が良いかもしれませんが、もう少し先を見据えた表の作り方を考えてほしいです。また、自転車走行空間の整備は箇所が想定されるのではないのでしょうか。歩道の段差については、かなり細くなるため箇所数が拾えないところもあるかと思いますが、最低限交差点の数などは示せるのではないのでしょうか。基本構想の前期である5年間分は数量を示す必要があるのではないかと考えています。バス停の上屋についても、具体的な箇所数の表示がいると思います。

最後に6点目ですが、実際の事業の実施計画や設計の段階で整備概要や水準、デザインを検討するにあたって、当事者の参加をどのように考えているのでしょうか。道路に限らず、各施設で具体的な意見を取り入れていく方法について伺いたいです。計画への盛り込み方は事務局に考えていただくことでお願いしたいと思います。

元田会長：質問が多岐に渡りましたが、事務局の方から可能な範囲で回答をお願いします。

事務局：1点目の重点整備地区が区全域であり焦点が定まらないという点については、地区設定について昨年度議論を行った当初、事務局としても同様の疑問がありました。バリアフリー法は日本全国が対象となっており、中心となるターミナル駅などがある地域では、地域を絞って設定している地区もあります。一方で、文京区ではバリアフリー基本構想の策定が比較的后発で、大学といった教育施設や公共施設、公共交通機関の集積状況を考えると区全域を重点整備地区として設定することが合理的だと思われました。まずは区全域を目標に掲げて、中間段階で組み立て直すことも含めた進行管理を考えています。

2点目の短期的な事業の予算の裏付けについては、少なくとも公共事業については次年度の事業は予算確保を前提に記載しています。特定事業として記載すると事業の実施が義務化されます。公共事業に関しては単年度予算ですので、次年度以降もできるかという不確定ではありますが、予算を確保するという前提で記載しています。

3点目の地区が跨る場合については、事前に調整をしています。当初の目標に隣接区との連携を掲げて検討を進めています。今後の管理でも引き続き調整していかなければならないと考えています。

4点目に個別の事業を掘り下げるには時間が足りないとのことでしたが、協議会では、区だけでなく民間の事業者もいるため、個別案件の適否を議論するものではないという認識です。協議会の時間を有効に活用いただくためにも事前送付を行っています。細部のご指摘についても、事務局にお問い合わせいただければ答えていきたいと考えています。

5点目の必要箇所数の数字の厳密化については、整備の特性上、整備をしてから決まることがあるので具体的に数値まで記載することは難しいこともあります。国道事務所からもありましたが、独りよがりの整備にならないように当事者等の意見を取り入れていく中で、記載していたものから流動的に変わっていく部分もあります。そこは前向きに調整する余地があると捉えていただきたいです。正確に記載した方が良いというところについては引き続き調整して行く予定です。

最後に6点目ですが、設計段階で当事者意見を聞いた方が良いということですが、公園整備等では意見を聞いているところもあります。協議会で意見収集の方法を定めるものではありませんが、それぞれの施設で工夫しているので、良い取組みがあればこの場で共有していくことを考えています。

元田会長：資料1の17ページにある国道共通の事業で、「自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、道路交通法等のルール・マナーの啓発の推進」について記載内容を調整中とのことですが、状況をお聞きしたいです。

事務局：歩道における自転車通行の危険性をご指摘いただいているところですが、会長が以前からおっしゃっているように、歩道における自転車通行が許されるのは限定的な状況に限ってであり、実質は道路交通法に抵触するという指摘がありました。今の規制の中でも、取り締まりの制度はあるものの実態が伴っていないと受け止めています。道路交通法に基づき規制や取り締まりを行うのは警察の所管となるため、道路管理者の事業としての対応が難しいのではないかという意見があり、記載内容を再検討しています。本協議会で提案があれば採用したいと思います。

元田会長：「通行部分等を示すなど」と、「ルール・マナーの啓発」の二つのことがこの事業には書いてあるように読み取れますが、両方が調整中なのでしょうか。規制することは警察以外ではできませんが、ルール・マナーの啓発は可能かと思います。

事務局：「通行部分を示す」という前段部分はそのまま残しますが、「道路交通法」という表現を調整したいと考えています。

高橋委員：「道路交通法」と書くと固くなるため、「道路交通法等」を「自転車通行」と変えていただくと問題ないのではないのでしょうか。前段の方の通行部分の指定は道路管理者と協力しながら進めております。幅員構成の関係により自転車専用レーン等の整備が難しい場合は、ナビマークを設置して車道の左側通行を誘導することになっています。

元田会長：文言の調整で済むのであればお願いします。

佐藤委員：ナビマークの話がありましたが、自転車通行部分に駐車車両が多く、自転車が通れないので、そういった駐車場のルールが守られないと自転車もルールが守られないのではないのでしょうか。

元田会長：取締りが必要ですのでよろしくをお願いします。

猿渡委員：文京区ユニバーサルデザインを創る区民の会が12月に提出された要望書への対応状況についてお伺いしたいです。

また、地下鉄で1ルート整備が完了しているとありますが、旧基準の規格のエレベーターが小さく乗りにくいです。ベビーカーの利用もあるため、大きめのエレベーターの設置や2ルート目の確保な

どについても触れていただきたいと思います。

コミュニティバスについては、雨の日の重要な足になっています。乗り継ぎ無料になったのは良かったと思います。朝の時間帯などは20分に1本という便数は少ないため、利便性が良くなるようにコミュニティバスの協議会でも当事者を入れて見直していただきたいと思います。

事務局：他の委員の方々のご承知いただいている内容ですので説明させていただきますと、文京区ユニバーサルデザインを創る区民の会という団体からのご質問があり、回答をしたものです。現状の枠組みではこうなっているということを中心にお答えしました。バリアフリー化はあくまで事業者が事業者の責任で行いますが、事務局や区がバリアフリー状況について不適合な箇所を積極的に情報収集して公表すべきという意見がありました。これについては、事業者の不利益にもなり得ますので、実情を考慮せず無制限に公表するものではないと考えております。各事業者には、予算や構造上などさまざまな制約がある中で、特定事業とすると義務化されるということ念頭に精一杯回答をいただいております。できることを拒んでいるということや先送りしているということではないと思っております。障害のある方の切実な事情も承知しておりますので、今後も各事業者等へバリアフリー化に向けた働きかけを行っていきたいと思います。

元田会長：コミュニティバスについては、千駄木ルートについては設定してから10年が経過し、2ルート目も設定して5年が経ちました。これくらい経つとルートや便数などを見直さなければならないという雰囲気になっています。20分に一本では少ない、往復ルートがほしいというのは昔から出ている意見であり、今後ともご意見等をいただきながらできることを検討したいと考えています。

住友委員：実施時期について疑問に思うところがあります。例えば、資料1の9ページの御茶ノ水駅で、多機能トイレの整備が完了しているとありますが、トイレの項目に多機能トイレの荷物台の設置が長期になっています。すぐにできそうな事業だと思うのですが、長期になっている理由は何でしょうか。他にも短期でできることがあると思いますが、今後実施時期に変更があるのか確認させてください。

階上委員代理：トイレの改修について、多機能トイレは設置済みですが、荷物台等の設置については既に設置されているものをさらに低くした方が良いというご意見があったことで、特定事業として掲載しています。弊社としても全駅のトイレの改修方針を検討中であり、それに基づき整備を進めていく予定であるため長期と位置づけています。トイレの改修計画の検討を進めていく中で実施が前倒しになる可能性もありますが、現時点では長期と記載させていただいております。

事務局：各事業者とも、できることはやりたいという考えであり、遅らせたいという事業者はいないと認識しています。状況が整えば前倒しで実施していただくこともあるかと思っております。これらは進行管理の中できちんと振り返りをしていきたいと考えています。

元田会長：その他いかがでしょうか。

吉田委員：用語集にもハードとソフトの説明がありました。各施設で人的対応をしていく事業は位置づけているところもありますが、全体としてソフト事業を主体的に推進していく課はどこでしょうか。

中島（一）幹事：ソフトの部分は福祉部が主体的に行っていきたいと考えています。

事務局：バリアフリー旧法では、ハード面のバリアフリー化が主でしたが、平成18年に施行された現在のバリアフリー法で、心のバリアフリーの推進について項目が規定されました。ハード主体であった法の中に規定されたという意味を重く受け止めています。ハードについては都市計画部と各施設設置管理者、ソフトについては福祉部が中心となっていますが、今後も連携して進める必要があります。

また、障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮について自治体には義務、各事業者には努力義務が課せられています。引き続き、そういった取組みをアウトプットするツールとしてもバリアフリ

一基本構想を活用していきます。

諸留委員：時代によって考え方が変わっていきます。バリアフリーという言葉だけでなく、最近になってユニバーサルデザインという言葉ができました。資料 1 の参考資料に図面がありますが、基準の寸法を書いたものも古くなると思います。85 ページに、建築物の出入口の寸法が 80cm とされていますが、車いすも進化しており、大きな規格のものもできていますので、この寸法では通用しなくなると思います。完璧にはできないかもしれませんが、少しでも先を見通していければいいと思います。

中村委員：諸留委員の発言と重複しますが、時代とともに考え方が変わっていきます。ハード面は時代とともに随分改善されてきました。古い人間から見ると非常に便利になったと思っていますが、このような感想を皆さんが持っているとは限りません。私としては、ソフト面として人権を尊重していくことにもっと重きを置いていくべきだと思います。戦後の世界人権宣言などの背景があつて障害者差別解消法が出てきているわけですが、最近では人権を尊重する考え方自体が怪しげになってきています。ソフト面での学びや深い配慮が必要ではないでしょうか。ソフト面の推進に力を入れていただきたいと思っています。

元田会長：諸留委員の発言について、建築設計標準の図については最新の情報でしょうか。

事務局：基準で 80cm 以上となっていますが、80cm を推奨しているわけではありません。基準を満たしているからといって合格にするのではなく、より良くしていくべきだと考えています。いろいろな知見があるため、最先端ではありませんが前提とする数値としては古いわけではありません。

諸留委員：役所の方は基準に縛られることになる場合が多いです。例えば、小学校の設計で実際にあった話ですが、昔の子どもの体格に合わせた基準を基に小学校を設計したところ、実際に使ってみると机が入りきらないような教室の学校が新設されてしまうこともありました。コスト削減のため、基準の最低ラインを満たせばよいと考える設計事務所もあります。役所もコストのかからない事業者を選ぶので、誤解を招いて最低基準をクリアすればよいと捉えられてしまう可能性があります。

西出副会長：基準ができてしまうとこれでいいとなってしまうので、これでいいと思わない心掛けが必要で、心のバリアフリーを推進していく中でハード面の整備も進めていかなければいけません。施設の利用者に参加してもらい、設計を進める必要があります。

猿渡委員：文京区は坂が多いため、店舗内段差を作るところが多くあります。障害者差別解消法を踏まえて要望を出していますが、なかなか改善されません。他にも店内に移動できる椅子を置くなどの対応をしてほしいです。また、券売機が高くて押せないといった問題もあります。文京区では坂が多いので難しいところもあると思いますが、新設の際には接遇の部分も含め、当事者を入れて強化していただく必要があります。社会福祉協議会のバリアフリー教室やエコモ財団の研修などがあります。障害を持っている方と一緒に、管轄を超えて考えていただければと思います。

元田会長：貴重なご意見ありがとうございます。

中島（一）幹事：区の所管を超えてというご意見を頂きました。心のバリアフリーの推進に区報やケーブルテレビも活用して進めています。縦割りではなく、他の所管とも連携して進めています。庁内に限らず理解を図れるよう働きかけていきます。

中村委員：今までも多くの方と議論を重ねてきましたが、できればより一層こういった機会を広げていくことを期待します。

土岐委員：9 ページの御茶ノ水駅のトイレの事業について先ほど指摘がありましたが、ベンチの設置など他にもすぐにでもできるものがあるのではないのでしょうか。事業者からの説明の内容は読み取れないので、そういった内容を断り書きしておく必要があると思います。

また、他の事業期間も目を通す必要があるのではないのでしょうか。区道において、人的対応・心のバリアフリーの項目で自転車通行部分に関する事業を共通の事業としてまとめた結果、具体的な実施時期や規模が表示できなくなっています。単年度ごとに予算を組んでいると説明がありましたが、具体的にしていく必要があると思います。

今後推進協議会の役割はどうなり、どういうチェックを行っていくのでしょうか。共通の事業については方針と似たようなものなので、実施時期を目標値で考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

32 ページの、弥生美術館までの言問通りとつながっている坂道ですが、都道と区道のつながりの関係が出てきません。事業者同士が方針の具体性を出していく必要があるのではないのでしょうか。文京区側に根津駅と東大前駅があり、言問通り方向に戻るルートが設定される絵柄になっています。台東区側に出る細い道との関係はどうなっているのでしょうか。そのあたりの調整がされているのでしょうか。どういう表示にしていくのかなどの方針があればお聞きしたいです。

事務局：事業期間の示し方は資料 1 の 2 ページに考え方を示しています。あくまで調整した結果をアウトプットしている状況です。事業の実施を後回しにしたいと考えている事業者はいませんので、早まるものについては早めに実施していただく考えです。ご指摘の趣旨を踏まえて、進行管理をしっかり行っていきたいと思えます。

共通事項については、本協議会は個別具体の事業まで議論する場になっていませんが、事業内容についてご意見、ご要望をいただいた場合は事業ごとに対応したいと考えています。弥生美術館までの区道ですが、確実に 1 ルートとして確保するために示しています。次のステップとして、台東区方向に向けた方がいいということについては、今後の課題として受け止めたいと思えます。

新井委員：聴覚障害者はエレベーターに乗っていて災害など緊急事態が発生した場合に、文字情報がなくて困ることがあります。エレベーターの中にドアフォンのようなカメラがあり、顔を見ながらコミュニケーションが取れるようにしてほしいです。

猿渡委員：横浜市のエレベーターには、聴覚障害者の方はメールでご連絡くださいという案内を押しボタン付近に貼っているところもありました。QR コードも貼ってあります。点字を読めない方もいるため、多様な利用者に配慮した取組みを考えていただけるといいと思えます。

元田会長：鉄道事業者の委員に、エスカレーターについてお聞きしたいのですが、今は主にエスカレーターの片側を歩行する使われ方をしています。ポスター等は掲示していますが、積極的に階段の駆け上り駆け下りをやめさせている様子がありません。お年寄りにぶつかって危ないということもあります。この点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

階上委員代理：エスカレーターの安全な利用に関するご案内については、注意喚起を行っていますが、今後、どう対応していくか社内で確認して回答したいと思えます。

元田会長：下りのエスカレーターがほしいという意見がありますので、エスカレーターを一人用にして、上りだけでなく下りのエスカレーターも設ける方法もあるかと思えます。

諸留委員：一般的にエスカレーターは一段ずつ空けて乗っています。踏面を広げれば一段ずつ乗れると思えます。メーカーへの需要もあるのではないのでしょうか。

吉田委員：何年か前に片麻痺の方を中心に、エスカレーターは両側を使っていいという署名活動があったと記憶していますが、猿渡委員はその点について何かご存じですか。

猿渡委員：聞いたことはありますが、よく知りません。

前山委員：報道で一度見たことがあります。帝国ホテルでは係員が立って「お詰め下さい」と利用者

に呼びかけることで、スムーズに 2 列での利用がなされています。公共交通機関だけでなく、世の中全体に浸透していくといいと思います。

元田会長：それでは他にご意見がないようですので、資料 1 について、本日の協議結果を踏まえて成案とするということでご了承いただけますでしょうか。

各委員：了承しました。

元田会長：ご了承いただいたということで次に進めたいと思います。

・事務局より資料 2 説明

(2) 平成 29 年度の取組みについて

・事務局より資料 3 説明

元田会長：ありがとうございます。今後のスケジュールということで、来年度はまち歩きワークショップを早め実施するという内容でしたが、ご質問・ご意見はありますか。特になければこのような形で進めたいと思います。

全体として何かございますか。意見がなければ協議を終了したいと思います。

(3) その他

・特になし

3 閉会

事務局：本日ご承認いただいた案については、3 月に製本・公表予定となっております。来年度も引き続きよろしくお願い致します。

元田会長：以上で、本日の日程は終了しましたので、協議会を閉会します。皆さま、本日はお疲れ様でした。

以上

(以下、協議会後に補足、回答いただいたものです。)

猿渡委員：エレベーターが緊急停止した時に、聴覚障害のある方など音声による会話が難しい方が連絡できるように、携帯電話等のメールを使用した取組みを行っているのは、横浜市道路局です。

階上委員代理：エスカレーター使用に関するお客様へのお声掛けにつきましては、昨年 7 月 19 日から 8 月 31 日に全国鉄道事業者 51 社局及び商業施設等と協同で声掛けキャンペーンを実施しているなど、全国的な取組として行っております。引き続き、他社局との対応状況を鑑みながら、検討を進めていきたいと考えております。